

会員事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長  
( 公 印 省 略 )

## 「基準緩和自動車の行政処分等要領について」の一部改正について (Gマーク認定事業所に係る改正)

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、標記要領の一部改正がございましたのでお知らせいたします。

令和4年の基準緩和自動車の認定要領の改正により、安全性優良事業所認定(Gマーク)を受けた貨物自動車運送事業所のインセンティブとして、基準緩和の継続緩和において有効期限が無期限に延長(通常4年)されたところですが、事故等によりGマークの返納や取り消しとなった場合は、このインセンティブを失うこととなり、期限付きの基準緩和認定とする再申請が必要となります。

今般の改正では、Gマークを失った事業所が、期限付きの基準緩和認定の再申請を失念した場合に、無期限に基準緩和の認定証を保有し続けてしまうことを防ぎ、再申請を促すことを目的として、再申請を行わなかった場合の行政処分が明確化されました。なお、再申請を遅滞なく行えば、監査対象にならず行政処分はありません。

Gマーク認定事業所におかれましては、Gマークの返納や取り消しとなった場合は、基準緩和認定の再申請を行うようお願い申し上げます。

### ○違反追加項目(「基準緩和自動車の行政処分等要領について」別表1抜粋)

違反行為	違反事項	基礎点数
基準緩和の認定に付された条件又は制限を遵守せずに運行した場合	5 認定要領第9第5項の規定により付された条件に従った新たな基準緩和認定の申請を行わなかった	11点

詳しくは全ト協HPをご覧ください。

[https://jta.or.jp/member/anzen/kijun\\_kanwa\\_kaisei2024.html](https://jta.or.jp/member/anzen/kijun_kanwa_kaisei2024.html)

〈お問合せ先〉 (公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課 TEL: 098-863-0280